

産業医のいない50人未満の事業場対象

## 保健師による健康相談窓口 開設！ご案内

### 労働者の保健指導、健康管理などお気軽に

鹿行地域産業保健センターでは、平成30年5月より保健師による健康相談窓口を開設いたします。利用は無料です（費用はかかりません）。

健康相談窓口	日時	毎週木曜日 9:00~12:00（祝日は除く）
	場所	鹿行地域産業保健センター（TEL 0299-90-3440）
	担当	登録保健師（徳田知子）

職場の健康管理に関して労働安全衛生法では

- 事業者は、労働者に対し医師による健康診断を行わなければならない。労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。
- 事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。
- 事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。
- 事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業上の措置を講じなければならない。
- 事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
- 事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に務める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。労働者は、通知された健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に務めるものとする。
- 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。労働者は、事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

とされています。

地域産業保健センターでは、✓印の項目について産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場に無料で対応しております

事業者、安全衛生担当者、労働者（ご本人）のかたへ

相談は、電話だけによるものでも、面談によるものでも可能です。また職場への訪問による健康相談、保健指導、保健講話の依頼等についてもご相談ください、保健師が直接対応いたします。お気軽にご相談ください。

なお、当日来所される場合は予め、保健師の予定を電話で確認した上でお願いいたします。

お申込み・お問い合わせは

**鹿行地域産業保健センター**

鹿嶋市宮中1998-2 鹿島医師会内（3F）

TEL 0299-90-3440 FAX 0299-90-3441

営業日 火、水、金（祝日は除く）9:30~15:30